

岩手県告示第663号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成27年岩手県告示第393号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局和賀中部農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

平成27年8月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市及び滝沢市
- 2 実施した期間 平成27年4月13日から同年7月29日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量・水準点測量）